## 大口町告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

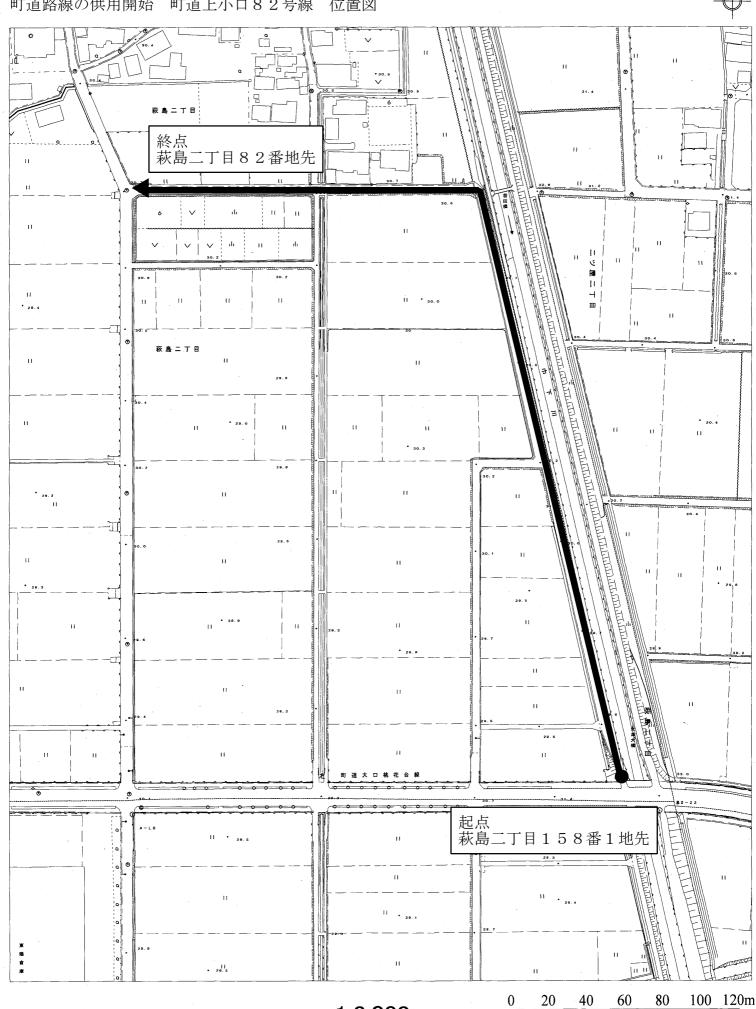
その関係図面は、告示の日から1週間(ただし、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)産業建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

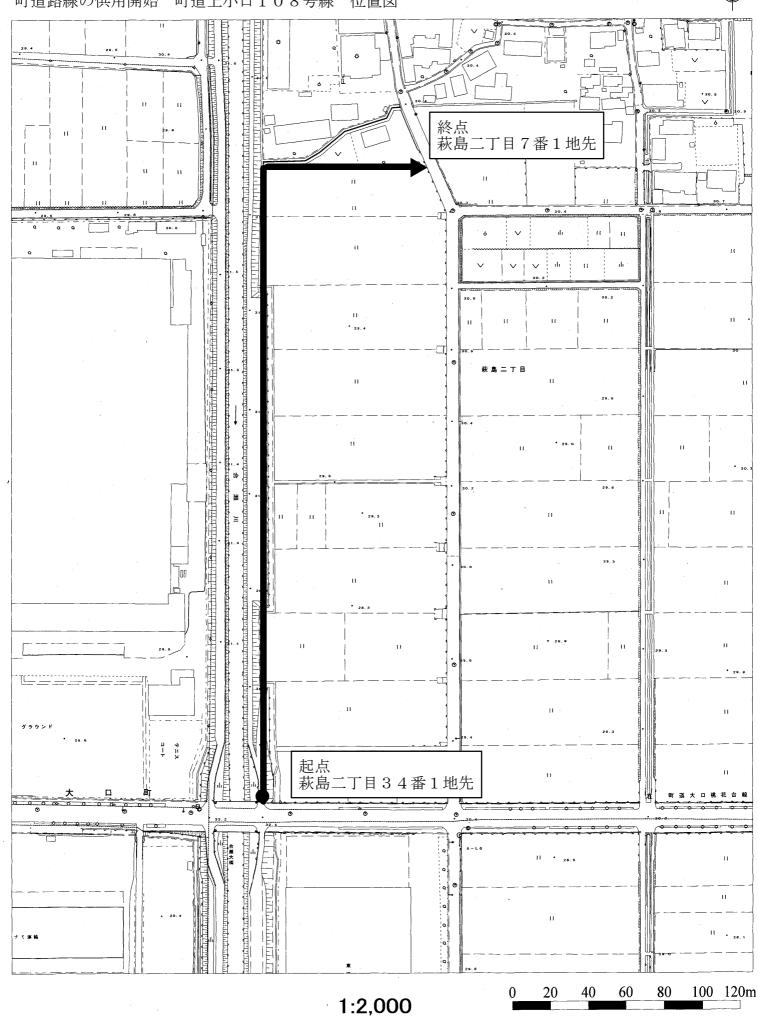
令和元年6月24日

大口町長 鈴木 雅博

## 町道路線の供用開始

路線番号	路線名	区間	供用開始
3 8 2	町道 上小口82号線	萩島二丁目158番1地先から 萩島二丁目82番地先まで	令和元年6月24日
4 0 8	町道 上小口108号線	萩島二丁目34番1地先から 萩島二丁目7番1地先まで	令和元年6月24日
9 0 1	町道 外坪1号線	外坪二丁目1番1地先から 外坪二丁目65番1地先まで	令和元年6月24日







80

20

40

60

100 120m

